

平成20年5月16日

株式会社 但馬銀行

「たんぎん年金定期500」商品内容の一部変更について

株式会社 但馬銀行(頭取 倉橋 基)は、より多くのお客さまのご要望にお応えするため、従来より取扱いしております「たんぎん年金定期500」について、預入限度額を500万円から700万円へ引き上げ、商品名を「たんぎん年金定期」としまして平成20年5月19日(月)から下記のとおり取扱い致しますのでお知らせします。

記

取 扱 開 始 日	平成20年5月19日(月)
ご 利 用 い た だ け る お 客 さ ま	次のいずれかの条件を満たすお客さま 当行に公的年金(「国民年金」「厚生年金」「共済年金」など)の振込をご指定いただいている方 当行で新たに公的年金のお受取を開始される方 (「裁定請求書」または「年金受給権者住所・支払機関変更届」)をご提示ください。 制度上、公的年金受給資格をお持ちでない65歳以上の在日外国人の方 (「外国人登録原票記載事項証明書」または「外国人登録原票の写し」をご提示ください。)
預 入 限 度 額	お一人さま <u>700万円まで</u>
預 入 期 間	1年
適 用 金 利	スーパー定期1年ものの店頭表示金利に <u>年0.5%の金利を上乗せ</u>
留 意 点	本商品は、「たんぎん年金定期500」を「たんぎん年金定期」に名称変更し、預入限度額を500万円から700万円に引き上げさせていただいたものです。 <u>すでに「たんぎん年金定期500」をご利用いただいでい</u>

留 意 点

るお客さまは、「たんぎん年金定期」と合わせて700万円までお預け入れいただけます。

本商品のご利用は、この預金の預入期間中、継続して当行に年金振込をご指定いただくことが条件となります。

年金振込が停止した場合、預入日に遡って上乗せ金利を取り消しさせていただきます場合がございます。

上乗せ金利の見直しは、4月、10月の年2回行います。自動継続扱いのものは、利払式に限定させていただきます。自動継続扱いの場合は、自動継続日当日の店頭表示金利に所定の金利を上乗せして継続させていただきます。

自動継続扱いでないものの満期日以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。満期日前に解約される場合は、当行所定の中途解約利率を適用します。

この預金は、預金保険制度の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。

新たに口座を開設される際は「運転免許証」「パスポート」「外国人登録証明書」「障害者手帳」等の写真付の公的証明書のご提示が必要となります。

また、写真付の公的証明書をお持ちでないお客さまにおかれましては、「健康保険証」「国民・厚生年金手帳」等の複数の本人確認資料が必要となります。

当行の事情により、商品内容の変更または取扱いを中止することがあります。取扱いを中止した場合、自動継続後の適用金利は、自動継続日当日の店頭表示金利となります。

なお、変更・中止の場合は店頭に掲示等を行い、個別に通知はいたしませんので、ご了承ください。

店頭および当行ホームページに説明書をご用意しております。

以 上